

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第19号に掲げる機船船びき網漁業(いさざあみ)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年6月19日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
いさざあみ機船船びき網漁業	厚岸海区第1号区画漁業権漁場区域(厚岸湖)	毎年、10月16日から翌年2月末日まで	2隻	総トン数 3トン未満	釧路総合振興局管内 に住所を有する者	令和5年8月16日から 令和5年9月15日まで	<ol style="list-style-type: none">許可の有効期間は、令和5年10月16日から令和8年10月15日までとする。起業の認可の有効期間は、令和5年10月16日から令和6年10月15日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)いさざあみ以外のものを主たる漁獲対象として操業してはならない。 (2)使用漁具の規模は次のとおりとする。 ア 両袖網の長さ及び袋網の開口部の幅 イ 袋網の長さは、12メートル以内 ウ 網文は、5メートル以内 (3)全長20センチメートル以上のサケ及びマスが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。